

東京都子供・子育て会議
全体会議（第20回）
議事録

日時 令和3年9月17日（金）14時00分～15時59分

場所 オンライン会議

次第

1 開 会

2 検討事項

- (1) 東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）の進捗状況及び評価について
- (2) 「東京都こども基本条例」を踏まえた取組について

3 報告事項

- (1) 都内の保育サービスの状況について（令和3年4月1日時点）

4 閉 会

出席委員

柏女会長、河邊副会長、山本副会長、青木委員、安念委員、内野委員、小野委員、城所委員、小山委員、今野委員、杉崎委員、諏訪委員、高橋委員、成川委員、貫名委員、細田委員、松原委員、師岡委員、矢島委員、吉岡委員、吉田委員、片岡専門委員、菊池専門委員、横山専門委員
真島オブザーバー

配付資料

- 資料1 東京都子供・子育て会議委員名簿
- 資料2 東京都子供・子育て会議行政側名簿
- 資料3 「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」において目標を掲げている取組の進捗状況一覧（令和2年度末）
- 資料4 「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」中間評価のための評価指標・アウトカム
- 資料5-1 令和2年度子育て支援に関する意識調査（インターネット調査）
- 資料5-2 「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」中間評価のための評価指標・アウトカムの進捗状況
- 資料6-1 「東京都こども基本条例」を踏まえた取組について
- 資料6-2 こどもシンポジウム（ディーンズ・アクションTOKYO2021）
- 資料7 都内の保育サービスの状況について（令和3年4月1日時点）
- （参考1） 「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」において目標を掲

げている取組の進捗状況（令和2年度末）

（参考2） 「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」の事業の概要と実績（令和2年度末）

開 会

午後 2 時 0 0 分

○中嶋福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、皆様大変お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから第 20 回「東京都子供・子育て会議」を開催いたします。

本日は、お忙しいところ御参加くださいまして誠にありがとうございます。

私は、本会議の書記を務めます福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長の中嶋と申します。よろしく願いいたします。

本日の会議ですが、オンライン形式での開催となっております。円滑に進められるよう努めてまいります。もし不具合等発生いたしましたら、その都度お知らせくださいますと幸いです。

なお、こちらの会場、特別会議室 A にお集まりの皆様で PC を持っている方については、マイクのハウリング防止のため、右下のスピーカーの設定はミュートとしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず事前に御送付しておりますお手元の配付資料の御確認をお願いいたします。

資料の 1 枚目、次第に配付資料の一覧を記載してございます。資料 1 から資料 7 までと、参考 1 から参考 2 までの資料を御用意してございます。

なお、この会議は公開となっておりますので、配付資料と議事録につきましては後日ホームページで公開いたしますことを申し添えます。

続きまして、オンライン会議システムについて手順等を御説明いたします。

本日の会議は、マイクロソフト・チームスというアプリケーションを利用したオンライン形式にて開催しております。初めてお使いになる方もいらっしゃるかと思いますので、使用方法を最初に簡単に御説明させていただきたいと思っております。

お使いの端末によって画面が異なってまいりますけれども、画面の右上、または下側にアイコンが幾つか表示されているかと思います。

まず、マイクのアイコンにつきましては、オン、オフの切替えができます。マイクがオンの状態のときにはマイクのアイコンが光りまして、オフであれば消えて斜線の表示という形になります。御発言の際以外は、マイクは常にオフとしていただきますようお願い申し上げます。

続きまして、カメラのアイコンですけれども、こちらもカメラのオン、オフの切替えができます。オンであれば光り、オフであれば消える表示となっております。こちら側から拝見させていただきますと、皆さんカメラはオンにしているかと思

ますので、引き続きその状態で御参加いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、人が2人並んだような形のアイコンがあるかと思えます。こちらをタップ、またはクリックしていただきますと、画面に参加者の一覧という形で表示されます。

また、人の顔と手の形のアイコンも表示されているかと思えます。こちらで挙手のアイコンをクリックしていただきますと、進行役に対して挙手していただいているということが伝わる形になっております。

御発言を希望される際には、このアイコンにより挙手マークをクリックしていただきますと、その後、進行役から指名をいたしますので、その際にマイクのアイコンをクリックしてマイクが光った表示になったことを確認していただいて、その上で発言をお願いできればと思えます。

発言が終わりましたら、マイクをオフにいただき、挙手のアイコンをもう一度クリックしますと、手を下げるといった形になりますのでよろしくお願いいたします。

また、お使いの端末によって挙手のアイコンが分かりづらい場合もあるということです。必要に応じて御発言されたいときは発声で御発言の御希望をお知らせいただいても構いません。こちらで進行管理いたします。

続きまして、この間、委員の交代がございましたので、資料1に基づきまして新たに御就任いただいた委員の御紹介をさせていただきますと思えます。

東京都国公立幼稚園・こども園長会会長の糸原委員に代わり、高橋委員に御就任いただいております。

また、狛江市の石森部長に代わり、片岡部長に専門委員に御就任いただいております。

本日の出欠状況ですけれども、東委員、久芳委員、星委員、山下委員、川上委員は所用により御欠席でございます。

貫名委員については遅参ということで、遅れていらっしゃるということです。

また、星委員の代理としまして連合東京の真島様にオブザーバーとして御参加いただいております。

専門委員を含めまして委員29名中、現時点で23名の御出席ということで、定足数を満たしておりますので御報告申し上げます。

次に、東京都の出席者でございますが、資料2の行政側名簿を御覧ください。人事異動により、新しく着任した者を御紹介いたします。

まず、本会議の幹事長を務めます福祉保健局少子社会対策部長の奈良部でございます。副幹事長を務めます、生活文化局私学部長の戸谷でございます。

同じく副幹事長の教育庁地域教育支援部長の小菅でございます。

幹事を務めます生活文化局総務部長の古屋でございますが、本日は所用により欠席させていただきます。

同じく幹事の教育庁教育政策担当部長の稲葉でございます。本日、オンラインで参加しております。

書記関係者等につきましては、資料2の事務局名簿の配付をもちまして御紹介とさせていただきます。

それでは、この後の議事進行は柏女会長にお願いしたいと思います。

○柏女会長 皆さんこんにちは。お忙しい中、御参加をいただきましてありがとうございます。

今回は2月でしたので、半年ぶりぐらいの開催という形で、2回目のオンラインということになります。聞き取りにくいことも、あるいはもしかしたらトラブルもあったり、また、挙手に気づきにくいこともあるかもしれませんが、御容赦をいただきたいと思っております。

今、ちょうど全国の自治体で子供・子育ての事業計画の昨年度の進捗状況等についての事業評価が行われているかと思っております。私に関わっている地域の自治体でもちょうど事業評価、アウトカム評価、アウトプット評価をして、委員の意見を聞いて、その上で公表するというようなことが行われております。今日も御多分に漏れず、この事業計画の進捗状況と評価について御議論をいただくということと、もう一つ、東京都のこども基本条例が制定されたということですので、その説明をいただいた上で、この東京都子供・子育て会議もその条例の事項が深く関わってまいりますので、そのことについての御説明と、それから御議論をお願いしたいと思います。報告事項が1点になります。限られた時間ですが、ぜひ皆様方よろしくお願ひいたします。

それでは、初めにオブザーバー参加について皆様にお諮りをしたいと思います。星委員が御欠席ということで、真島様のオブザーバー参加について承認していただいでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○柏女会長 ありがとうございます。うなずきが見えますので、御承認いただいたということにさせていただきますと思います。真島様、どうぞ御参加ください。

それでは、早速議事に入っていきたいと思っております。今、申し上げた2点ですが、計画の進捗状況と評価についてまずは取り上げていきたいと思っております。

事務局から資料の説明をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○中嶋福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 それでは、本日の検討事項の1つ目、「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」の進捗状況及び評価について御説明申し上げます。

本計画ですが、計画期間が令和2年度から6年度までの5か年となっておりますが、毎年度、事業の進捗状況や事業効果等を評価するため、事務局にて実績等を取りまとめた上で本会議において御審議をいただいでいるところでございます。

また、本計画の進捗状況の評価指標につきましては、事業実績、アウトプットに基づく評価だけではなく、アウトカムによる評価を導入していくこととしてお願ひして、どのような評価指標が適正であるかということについて昨年度皆様に御審議いただきま

して、様々な御意見や御指摘をいただいていたところではあります。

前回、令和3年2月の全体会議で評価指標案をお示ししまして、委員の皆様の御意見をいただいた後、庁内組織である推進本部に付議いたしまして、第2期計画における評価指標として決定いたしました。本日は、資料3から5に基づきまして進捗状況を御報告申し上げます。まとめて説明させていただきます。

まずお手元の資料3、「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」において目標を掲げている取組の進捗状況一覧」を御参考ください。

資料3は、計画において目標を掲げている取組の進捗状況を一覧にまとめたものでございます。

表頭ですが、一番右側の列、上段が令和2年度末実績の速報値となっております、下段が決算額という形で整理してございます。こちらは単年度の実績を記載しているものですが、参考資料1として配付したものが過去5か年、平成28年度以降の実績の経年比較ができるように整理してございますので、こちらも後ほど御覧いただければと思います。

また、参考資料2としまして、目標設定をしていない事業も含めて、計画に記載した全事業の実績をまとめた一覧を整理してございます。こちらはこの場での説明は省略いたしますけれども、後日、御確認いただければ幸いです。

時間の関係もございますので、資料3の中から幾つか項目をピックアップして説明したいと思います。

まず、1ページ目の事業ナンバー6「とうきょうママパパ応援事業」ですが、これは全ての子育て家庭に対して妊娠期から行政の専門職が関わり、出産、子育てに関する不安を軽減し、各家庭のニーズに応じた支援を切れ目なく行う区市町村の取組を支援するというものです。令和2年度末時点で、55区市町村が実施しております。

また、事業ナンバー39「乳児家庭全戸訪問事業」、こちらは生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業ですが、58区市町村で実施されています。

事業ナンバー41「養育支援訪問事業」、こちらは特に養育を支援することが必要な家庭を訪問、支援する事業ですが、55区市町村で実施されております。

次に3ページを御覧ください。

事業ナンバー71「保育サービスの拡充」でございます。待機児童の解消や都民の多様な保育ニーズに応えるため、認可保育所、認証保育所、家庭的保育事業など、サービスを組み合わせた供給体制の整備を推進しております。この項目につきましては、第2期計画において量的な拡充に関する目標値を更新しております、令和4年度4月時点で、令和3年4月比で4万2000人増を目標としております。

現状を申し上げますと、保育サービスの利用児童数が令和3年4月時点で32万3703人、平成31年4月と比較しますと約1万4500人増という状況です。こちらについては、この後の報告事項、「都内の保育サービスの状況について」にて詳細を説明

させていただきたいと思います。

1枚おめくりいただき、4ページを御覧ください。

事業ナンバー171、172は、放課後に子供たちが安全で健やかに過ごせる居場所である学童クラブや児童館等の整備を推進するものです。この項目についても、第2期計画において量的な拡充に関する目標値を更新しております。令和6年5月時点で令和元年5月比1万6000人増としております。現在把握している数値としましては、令和2年7月時点の登録児童数が11万5270人、令和元年5月と比較しますと4,926人増という形になってございます。

資料3については、以上です。

続きまして、資料4「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」中間評価のための評価指標・アウトカムについて御覧ください。こちらは、第2期における取組状況の点検、また評価を行うための評価指標を一覧化した資料になります。前回2月の会議では、委員の皆様からいただいた意見を反映した後、庁内組織である子供・子育て施策推進本部に諮りまして決定したものでございます。全体として73の指標がございまして、

前回の会議に御出席されていない方もいらっしゃると思いますので、目標に対する評価指標設定の考え方について、昨年度の会議での議論の振り返りとして簡潔に説明させていただきたいと思います。

まず、指標設定の基本的な考え方は3点ありまして、できる限り毎年度評価できる指標とすること、なるべく定量的な指標を採用すること、東京都の他の関連する計画で採用されている指標と整合性を図ること、このようにしてございました。この考え方に立ちまして、委員の皆様から御意見をいただきながら昨年度検討してきたところでございます。

今回の決定内容にこの考え方がどのように反映されているかというところですが、資料から幾つか例としてピックアップして御説明したいと思いますので2ページ目をお開きください。

例えば、「目標1 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の仕組みづくり」の「(1) 妊娠・出産に関する支援の推進」、通し番号の1というところで指標が「地域において妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく支援する体制が整備されたか」というところですが、これについてはインターネット調査を行いまして毎年度評価できる指標を採用することにいたしました。

続きまして、少しページが飛びますけれども、5ページ目をお開きください。

「目標3 子供の成長段階に応じた支援の充実」の「(3) 放課後の居場所づくり」ですが、通し番号24番から27番の指標で「放課後の居場所は整備されたか」というふうにしてございますが、こちらは学童クラブ登録児童数の増加という定量的な指標としてございます。

次に、また少しページが飛びますけれども、9ページ目をお開きください。

「目標 4 特に支援を必要とする子供や家庭への支援の充実」の「(6) 障害児施策の充実」というところになりますけれども、通し番号 5 6 番から 5 9 番の指標で「障害児とその保護者を支援する体制は整備されたか」という部分については、障害児の分野で定める計画で採用されている指標を本計画にも反映するという形にしております。

資料 4 の説明は以上です。

続きまして、資料 5-1 「令和 2 年度子育て支援に関する意識調査」について御覧ください。こちらは、インターネット調査の概要でございます。

第 2 期計画の点検評価に当たりまして、できる限り毎年度評価できる指標を採用することにしましたけれども、福祉保健基礎調査は 5 年に 1 回の統計調査となっていますので、毎年度の評価が可能となるように、一部の評価の指標については今回インターネットによる調査を初めて実施いたしました。

1 枚目はこの調査の概要を記載したもののなのですが、調査は民間の事業者に委託して実施しております。

調査対象者は、事業者に登録するモニターから子供の就学状況の区分により所定のサンプル数を抽出し、ウェブサイトアクセスしてアンケートに回答するという形で実施しております。

調査対象者数につきましては、前回の会議での御指摘を踏まえまして 1, 0 0 0 サンプルから 2, 0 0 0 サンプルに見直しを行ったところですが、それぞれ目標数に達した段階で回答を終了としていることから、調査人数がぴったり 2, 0 0 0 とはなっていないというものでございます。

また、5 番の「調査期間」ですけれども、令和 3 年 2 月下旬と 3 月下旬に実施しております。前回の会議では、コロナ禍という社会状況が調査結果に影響することについて御発言、御指摘をいただいたところですが、この頃の状況としまして、令和 3 年は 1 月 8 日から 3 月 2 1 日まで緊急事態宣言が発出されている状況がございまして、調査の回答期間はほぼ宣言期間と重なっているという状況がございまして。

また、この宣言の前、年末に感染者数が 1, 0 0 0 人を突破する状況がございまして、宣言の期間を通じて感染者数が下がっていく局面での調査であったということも補足いたします。

1 枚おめくりいただきまして、2 ページ目をお開きください。

こちらは回答者の属性、フェイスシートにつきまして、1 の「性別」以降をグラフ化したものですので御参考いただければと思います。

次に 3 ページ目以降ですけれども、こちらはアンケートサイトの回答フォームでして、イメージの共有のためにおつけしたのになります。回答は、選択肢にチェックを入れる形で整理しております。

1 枚おめくりいただいて、次に 4 ページ目ですけれども、前回の会議で御指摘いただいた点としまして、例えば Q 9 というところなのですが、項目リストの 1 のところに利

利用者支援事業という記載があるのですが、こういった行政の事業名がアンケートの回答者にとっては分かりにくいというお話がありまして、実際の回答フォーム上はこういった横にはキャプションを表示する形にしまして、実際の利用サービスの呼び名と申しますか、それと設問の項目が適切に結びつくようにということで工夫をした次第でございます。

資料5-1については、以上でございます。

続きまして、資料5-2を御覧ください。東京都子供・子育て総合支援計画の中間評価のための評価指標、アウトカムの進捗状況でございまして、全73指標に実際の数字を落とし込みましてグラフ化したものとなっております。こちらは本日の意見交換の中心になる資料かと思っておりますが、ポイントを絞って御説明したいと思います。

まず、3ページ目と4ページ目に指標の7番と9番というものがございまして、内容が子育て支援サービスの利用状況ですが、こちらは今回のインターネットによる調査結果になっております。未就学児と就学児に分けて集計したものです。

そのうち、3ページ目は未就学児の調査結果になっておりますけれども、例えば子育てひろばというところを見ていただきますと、「利用あり」が過半数になっています。

一方、他の支援サービスについては「利用あり」が3%台から17%台と低くなっておりまして、これらのサービスについて「利用の仕方がわからなかった」、あるいは「制度等について全く知らなかった」と回答した合計がおおむね2割以上あるというところで、子育て支援のサービスをどのようにすれば効果的に知っていただけるのかが課題というふうに考えられるかと思えます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、影響を受けたと思われる指標もございます。

例として、8ページを御覧ください。指標の15番「保育士のキャリアアップ研修受講数」、あとは20ページの指標47番のジョブ・トレーナーによる支援、49番の自立支援コーディネーターによる支援といった取組については、感染拡大に伴って事業実施に制約が生じたことから研修や支援の実施が困難になったというところで実績が減少しているものがございます。

一方で、25ページを御覧ください。指標の64番に「子供と一緒に過ごす時間（父平日）」、あるいは26ページの指標の65番「夫婦の会話時間（平日）」のようにボリュームゾーンが右にシフトしているものもございます。これについては、テレワークの利用拡大等でお父さんが平日に在宅する時間が増えたことで増加したものではないかと推測されます。

資料5-2の説明は以上となります。

検討事項、進捗状況及び評価について、事務局からの御説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○柏女会長 それでは、今25分ですので、30分ほど時間が取れるかなと思います。全

体配分としてはそのぐらい時間が取れると思いますので、皆様方から事業の評価について総括的なものでも結構ですし、個々の事業についてのことも結構です。お願いをしたいと思います。

なお、やり取りをしておりますと、ちょっと時間がロスになってしまったりするので、できれば御質問は最後にまとめて事務局から回答していただくという形にしたいと思います。それから、まず御質問に答えていただかないと意見が言えないというような場合は、その場で事務局に回答していただくということを原則にして進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

では、どなたからでも結構ですのでお手をお挙げいただきたいと思います。

それでは、成川委員お願ひいたします。

○成川委員 都民委員の成川です。

個別の案件とか質問とかということではないのですけれども、自分がこのコロナ禍もそうですし、その前からずっと活動している中で思ったことをちょっとお話ししたいと思います。

まず、切れ目のない支援というふうに計画にも書いてあるのですけれども、多分、妊娠期から出産期というところのみがクローズアップされてしまっているのかなと思って、ほかにもライフステージの変化とかたくさんあって、そういうところは今でもどうしても切れてしまって、なかなかそこに対する支援の計画が見えていないなというのがあります。

例えば、生まれて1歳ちょっと過ぎてから少し言葉が遅いとか、障害があるんじゃないかと言われたときに相談する場所についての道筋が見えないとか、それも小学校に入るまでとか、その後のところが全部ぶつぶつと切れてしまって、全く切れてしまっているような印象があります。

あとは、障害だけではなくて例えば多胎児支援だとか、ひとり親とかというのも、個別の支援はあるんですけれども、総括でというのがなかなかなくて、そこをもう少し見えるようにしていただきたいと思います。

あとは、どうしても評価基準として数字になってしまうので仕方ないと思うんですけれども、さっき冒頭で会長もおっしゃっていたと思うのですが、自治体ごとに子育て支援計画の進捗というのを今やっていると思うんですけれども、その結果そのものも拾い上げてというか、生の声をもうちょっと聞いてもらえるとうれしいなということで、例えばうちは府中なんですけれども、ママパパ応援事業を導入してすごく人気なんです。ですから、利用できない人がすごく増えちゃって、特に緊急性のある人も利用できないというような状況が起きてしまっていて、お金を出したりというのもいいんですけれども、その後のフォローも欲しいと思います。

あともう一つ、長くてすみません。私は子供食堂のほうとか学習支援にもずっと関わっているんですけれども、実際に活動している人たちの声を東京都などにどうやって届

けたらいいのかが分からなくて、アルファ米とかをくれるとかというのは時々あるんですけども、活動そのものに対する支援というのはなかなか届いてこないなというのがあって、ボランティアの人たちも一生懸命頑張っているのに、そういう声を吸い上げるようなシステムが欲しいと思っています。

以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。

子供の分野は非常にいくつもの制度が重なり合っていますので、年齢の切れ目はもちろんのこと、領域の切れ目、区市町村と東京都との切れ目、様々な切れ目があって包括的な支援がしにくいというのはそのとおりだと思っています。

また、各区市町村での計画の評価を東京都がどう切り取れるかということと、それからもう一つの御質問の子供食堂関係については後で事務局のほうからお答えいただくという形にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

ほかは、いかがでしょうか。

真島さん、手が挙がっているということでお願いいたします。

○真島オブザーバー 連合東京の真島でございます。オブザーバー参加なので恐縮でございますが、関連して発言させていただきたいと思います。

私も計画の進捗状況及び評価について意見を述べさせていただきたいと思います。御説明はなかったんですけども、この資料のたしか5ページのところでひとり親家庭の子供の学習支援の中の生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習、生活支援について事業目標を掲げているということは理解できるのですが、問題はこの支援対象者がどのようなニーズでどういう支援が必要なのかということを知りたいです。特にやはりコロナの前と後では随分変わっていると思いますし、とりわけひとり親家庭の子供の学習支援や居場所づくりというのはニーズが高まっているものと考えます。

私ども連合東京としても、この秋から子供食堂を実施しているNPOと連携をいたしまして、そこに私ども組合員さんが学習ボランティアとして参加していこうという取組を進めているところでございます。要は、本来の当事者に対して適切な支援が行われるように引き続き東京都からも積極的な支援をお願いしたいということで発言に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○柏女会長 ありがとうございました。

御質問に当たるところもありましたが、それは後刻ということでお願いしたいと思います。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

松原委員、お願いいたします。

○松原委員 狛江市長の松原です。お世話になっております。

資料3の120番、「総合的な子供の基礎体力向上方策の推進」というところです。都市部で子供たちの体力が下がっているという中で、今回目標としては東京2020オ

オリンピック・パラリンピック競技大会開催都市にふさわしいというところだったのですけれども、子供たちはここで観覧ができなかった状況だったんですね。ここをどうやって機運を上げていくかというところがあるのですが、コロナ禍でやはり実施できなかったものもあると思うんですね。

1つには東京駅伝大会というのも実施できなかったんですけども、今後この大会などどういった位置づけにしていくか。事業を終了して発展的にここを伸ばしていくという計画もあるわけですけども、この辺についてよろしければ後ほどお答えいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○柏女会長 ありがとうございます。では、これは事務局のほうからお答えいただくことにします。

ほかにはいかがでしょうか。

青木委員、お願ひいたします。

○青木委員 今、体力のお話が出たのでちょっと意見を申し上げたいんですけども、資料5-2の11ページに「小・中学生の体力・運動能力の向上」というのが出ていますので、調査をしていて、特に小学校の子供たちの体力は平成30年度、それから令和元年度は落ちてきています。そして、その後、当然のことながらコロナの影響があつてさらに落ちるのではないかと思っているんですね。

それで、コロナの感染症の影響はこれからもまだまだ続くと思っておりますので、こうした場面で特に小学生が落ちているというのは好ましくないと思っておりますので、ぜひこうしたことへの対応を私たちも自治体として考えていかなければいけないと思っております。取り組んでいきたいなと思っております。

ぜひ、都でも取組について考えていただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○柏女会長 貴重な御意見、ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

諏訪委員、お願ひいたします。

○諏訪委員 よろしくお願ひします。

まず、前回アンケートの項目の中にLINEの相談をぜひ入れてくださいとお願ひして、入れていただいてありがとうございました。アンケートのほうで資料5-2の5ページ目、6ページ目辺りになるかと思うんですけども、こちらを見るとやはりLINE相談のところの制度について全く知らなかったという方が20%、30%みたいな形で出ています。これはインターネット調査でやっているのですが、インターネットに詳しい方々が答えていると思いますが、その方々が知らないという形になっているので、多分これに回答していないほかの方々はもっと知らない人が多いんじゃないかなという気がします。なので、これはぜひどんどんもっと告知をしていったり、広めていっていただきたいなということ、改めてこの数字を見て感じたというのがまず1点あります。

というのは、やはりコロナで孤独のほうの「孤育て」でしょうか。本当に家庭のみの孤育てのような形がとてもしんどいという話がたくさん聞こえてきています。そして、孤独を感じるようなときも外に行ったり友達と話したりということができない状況なので、そのときにLINEで相談ができるというのはやはりこれからの時代にとっても大切なことかなと思うので、ぜひこのLINEの相談の件数というのは追っていただきたいと思いますというのと、あとは可能であればこちらについては子供からも相談ができると思うので、子供のほうの認知度も場合によっては測っていただいたり、子供からの相談件数みたいなものも少し見ていただけると、よりいいのかなとすごく思いました。

あと、やはり外に行けないというところで子育てひろばがやっていなかったり、やっても人数が限られていてなかなか行けないというような話も聞こえてきています。アンケートを見ると、資料5-2の3ページのところで子育てひろばの「利用あり」というのは52.8%となっているんですけども、この「利用あり」ということの背景にある状況は、もしかしたら1年前だったら「利用あり」というのは週1で利用していたことを指すけれども、今の「利用あり」は月1でしか使えていないかもしれないとか、1回は行ったことがあるけれどももう行っていないとか、そういった可能性が結構あるんじゃないかという気がしてまして、子育てひろばの「利用あり」というところだけでは評価という意味では足り切らない部分もあるのかなと思います。その辺を少し念頭に置いた上で評価を見ていただけるといいなというふうに感じました。

同じようなことにはなってしまうんですけども、参考資料でしょうか、一時預かりの数字のところを少し見ていくと、アンケートのところでは一時預かり事業とか、ファミリーサポートセンターとか、ショートステイというのを利用したかったけれども地域になかったとか、制度が使いづらかったとか、制度を知らなかったという方がかなり多くなっていて、一時的に子供を預けるということがかなりしにくい状況で、今でもまだ預けるという方法が分からない方も多いうふうになっていると思うんです。

コロナ禍で、一時保育が使いづらくなっているというのがすごくありまして、普通の保育園でも在宅の方は在宅で見てくださいと言われてたり、幼稚園の預かり保育は1日利用みたいな形の日だけ利用というのは基本的には受け付けずに、どうしても仕事でやむを得ない場合のみは受け付けますという形に変わっていたりとか、結構そういうことがあるので、一時預かりそのもの自体が今すごくしにくくなっているという印象があります。おそらく取組の状況を見ていくと、令和2年か、あるいは3年にかけて事業実績として一時預かりの数が減っていったりするんじゃないかと思うんですけども、そこはニーズがないということではなくてコロナ禍で本当にできない、できていないということがあつたということ踏まえて、もう少しそこをサポートできるような体制をつくっていくとかという形にさせていただかないと、本当は利用したかったけれども利用できなかったという声は、アンケートを見てもかなり多いかなとは思いますが、実際に話でもいっぱい聞くので、その辺りはぜひ御検討いただけるといいのかなと感じています。

同じように、やはり保育園が休園になってしまった際の代替となる預け方法がないというようなことも私の周りではすごく聞こえてきていて、ベビーシッターを例えば使うときのサポートをするというような事業などを導入している自治体が東京都内でも23区のほうだとあったりするけれども、多摩地域のほうはほとんどなかったりとか、そういうのがあって、なかなか保育園がコロナとかで休園になってしまった際に代わりになる預け先だったり、保育施設では難しい一時保育みたいな形のものとしてのベビーシッターサービスというのが、今のこのアンケートだけ見るとベビーシッターというのはそんなに使いたいという人が多いようには見えていないんですけども、潜在的なニーズとしてはあるんじゃないかなという気はします。ベビーシッター代の補助をしていくような事業というのも都のほうでやられていたかと思うので、そこはぜひ今後も進めていっていただけるといいかなというところで、この指標だけではちょっと見えない部分もあるかなと思ったのでお伝えできればと思いました。よろしくをお願いします。

○柏女会長 ありがとうございます。

実情を踏まえて、かつエビデンスも踏まえた上で調査の裏を読み取る可能性、大事さということを御指摘いただいたと思います。具体的な提案もとても大事なものではないかなと思いました。インターネット調査は今回初めてですので、今後これを続けていく中で、またアウトプットについても見ていくことができるだろうと思いました。

一時預かりが使いにくかったり、保育所が休園したときの臨時のサービス、代替サービスがなかなか見つからなかったり、ファミサポもできることになっているんですけども、ファミサポに頼まれてもというような意見もあったりして、様々な工夫が行われていてもまだまだ十分ではないなと思いました。ありがとうございます。

矢島さん、お願いいたします。

○矢島委員 ありがとうございます。

資料5-2で足元の状況を取りまとめているんですけども、どうしても計画の進捗を図るためのデータというのは、取れる直近のデータに時差があって、平成29年辺りで止まっているものから令和2年のものまでかなり差があります。計画の進捗を見る場合にいつも起こることで仕方がない部分はあるんですけども、やはり現状でいうとコロナ禍に関わっているものかどうかで見方が大分違ってくるので、各項目の中でもコロナに直面してからの数値と、その前の状況である数値というのは見たときに分かるようにしておく必要があるのではないか。コロナの影響を受けている進捗と、そうでないものというのが分かるようにしておく必要があるのではないかということを少し感じました。

もう一点は、これは計画の中間なので、どうしてももともと予定していた施策が入っているんですけども、やはりコロナ禍で緊急対応として行われている様々な取組があると思うので、そうした取組についての状況というのを何らかの形で報告として計画の中にまとめておく必要もあるのではないかと感じました。

以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。子供・子育てに関するコロナ禍の影響ということについては、やはり改めて整理をしておかなければいけないなと思いました。

小山さん、お願いいたします。

○小山委員 小山です。

先ほど諏訪委員のほうから言われたとおり、うちも保育園と認定こども園を運営しているんですけども、やはりひろば事業とか一時預かりについてはコロナ禍でどうしても縮小せざるを得ない、あるいは保育士不足のために行えなくなってしまっているということも少しあるんですね。

これは今、大分解消しつつあり、一時預かりもひろば事業のほうもなるべく行うようにはしているんですけども、まだどうしてもクラスターが発生する可能性があり、縮小しています。陽性者が出ているということが多く、休園になってしまう保育園が濃厚接触者の確認が保健所から出ていないために休園になってしまうんですね。

そのときに、このファミリーサポートとかベビーシッターが必要になるんですけどもご利用いただけないのは、現状やはり市区でこのサポートの補助とか、そういうのが見えてこないのか、申込みの方法がよく分かっていないのか、ちょっとこれの利用が少ないのが残念だなというのと、あとは先ほどのひろば事業とか一時預かりの事業もそうなんですけれども、資料5-2の3ページの表を見ていると緑の「利用したかったが、地域になかった」。

これと今後は逆に東京都にお伺いしたいんですけども、資料3の先ほどのひろば事業とか一時預かり、それから先ほどの地域スポーツクラブの設立・育成支援とかあるんですけども、ここでよく出てくるのは23区25市というのが多いんですね。この25市というと、26市あるうちの25市で1つの市だけが行っていないんですけども、これはどうして行っていないのか。東京都のほうからこの確認というのはできているのか、行わない理由というのは何かあるのか、そこら辺を確認したいなと思っています。

うちで実はひろば事業をやっている施設があるんですけども、市のほうでひろば事業を行っていませんという回答があって補助の対象の対象になっていない市があるんですね。この理由がよく分からないので、東京都のほうからどういうふうなことでこれを行わないのかというのをちょっと確認していただくとありがたいなというのと、できれば25市というと本当に1つの市だけなんです。これが、八王子が中核市だからというのであれば分かるんですけども、見るとやはり26市というのが結構出てくるんですね。そこら辺の行わない市の状況というのを都のほうで確認していただくとありがたいと思います。

以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。これは、後で御質問に回答していただきます。

ほかにまだございますでしょうか。よろしければ、いくつか御質問もいただいております。

ますので、その質問に回答していただいて、その補足を受けた上で御発言があればそのようにやっていただきたいと思います。

では、事務局から順次お願いしたいと思います。

- 中嶋福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 子供・子育て計画担当課長の中嶋です。

諏訪委員から御質問いただきましたLINE相談の件をお答えしたいと思います。コロナ禍の状況で、お母さんやお父さんたちの交流ができにくい状況の中で相談事業が重要だという御指摘をいただきまして、同様の認識でございます。

御参考までに相談実績を申し上げますと、令和元年度が約4,900件、令和2年度が1万1000件ということで、こちらは令和元年の8月から始まった事業なので単純に比較はできないんですけれども、利用者はだんだん伸びてきているかなと思います。さらにお知らせしていく必要があるかなと思います。子供の認知というところも大事な視点かと思っておりますので、御指摘ありがとうございます。

- 柏女会長 続けて、御回答お願いいたします。

- 西尾福祉保健局子供・子育て施策推進担当部長 私、西尾から子供食堂についてお答えをいたします。

現在、コロナ禍にあって、ボランティアの皆様、地域の皆様、本当に精力的に熱心に活動をしていただいていると思います。改めて感謝申し上げたいと思います。子供食堂につきましては昨年度、それから今年度につきましても、コロナ禍においても配食、宅食の活動をしていただくということで特別な予算を組んで支援をしているところです。

御質問は、そういったボランティアさん、地域の声を吸い上げるということができないかというお問合せでしたけれども、この食堂の支援というのは区市町村を通じてやらせていただいております。それで、区市町村単位で今、連絡会を開いていただいていると思います。ここで、地域、地域で実情等の声を把握して、基礎自治体で把握していただきながら、東京都としてはその自治体ごとの把握したものをまた丁寧に吸い上げていきたいと思っております。このコロナ禍にあって、本当に子供食堂の意義は大きいと思います。引き続き、支援をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

- 柏女会長 ほかはございますか。

- 中嶋福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 教育庁の関係の御質問もあったかと思いますが、いかがでしょうか。

- 軽部教育庁総務部教育政策課長 教育庁教育政策課長の軽部でございます。

子供の体力の件につきまして、御質問いただいていたかと思っております。子供の体力の向上につきましては、教育庁としまして総合的な子供の基礎体力向上方策を定めましてこの間、取組んできているところでございます。

この間の取組によって、子供の体力そのものにつきましては改善傾向にはございますけれども、一番は子供の体力の状況が良好な環境にあった昭和60年代当時と比べますと、まだまだ子供の体力は低いというような状況は続いているところでございます。

この背景には、子供の生活環境、生活習慣の変化であるとか、もろもろの要因はございますけれども、委員からも御指摘がございましたコロナ禍における特に変化であるとか、こういったことも踏まえまして、現在この体力向上方策の関係作業を進めているところでございます。コロナ禍の状況、あるいはこの間のオリンピック・パラリンピックに向けた取組の成果も発展させていきまして、来年度以降、子供の体力向上に引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

もう一点、御指摘いただきました東京駅伝につきましては、この間、事業を続けてまいりまして、もともとの事業期間が一度終了した状況になってございます。先ほど申し上げましたような、子供の体力向上方策の中で様々な取組を進めていきまして発展的に進めて、さらに発展化していきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

○青山福祉保健局少子社会対策部事業調整担当課長 事業調整担当課長の青山です。

成川委員から、「とうきょうママパパ応援事業」についてお話をいただきました。個別の支援はあるが総括的にどうなんでしょうかというところですか、利用できない方がいらっしゃるというお話でした。

この事業は、妊娠期の育児パッケージの配付や保健師さんによる全数面接というところから始まりまして、出産、乳児期、幼児期に至りまして、産後ケア事業とか多胎児の御家庭に対する家事育児サポーターの派遣というような各メニューを御用意させていただいております。

こうした個別の施策を通して、この事業の肝はそれぞれの施策、メニューを実施するとともに、この事業を実施していただいている区市町村の母子保健部門におきまして支援が必要と思われる御家庭を把握して、その後の必要な支援につなげていくというところが個別の支援の実施と合わせて肝となっております。ですから、こういったことが実際にできているかどうかというところなど、事業の実施状況を区市町村と意見交換するタイミングでお聞きしながら、よりよいものにしていきたいと思っております。

御意見ありがとうございます。

○柏女会長 どんどんお願いいたします。

○木村福祉保健局少子社会対策部計画課長 先ほど小山委員から、事業実績の中で25市というようところが散見される。一部、26市実施しているところもあるというところなんですけれども、事業実績はそれぞれ御回答いただいている市のところでどこの市がどう取り組んでいるかというのを我々としても分析しまして、実施のほうは働きかけるとともに、そういったところがなぜこうなっているのかというのは次回説明させていただきたいと思っております。今は結果だけしか手元にございませんで、また調べて御報告

させていただければと思います。

○柏女会長 お願いいたします。

○多田福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 保育支援課長の多田です。

諏訪委員及び小山委員から、コロナで臨時休園した場合等におけるベビーシッターの件についてお話がありましたけれども、それについて御説明をさせていただきます。

ベビーシッターを導入している自治体は少ないというなお話もありましたけれども、この事業につきましても東京都が指定する事業者のほか、区市町村がベビーシッターの事業者を指定することができるという非常に使いやすいような仕組み、または都が10分の10、全額負担するような仕組みという形で、コロナの発生によりベビーシッターを臨時休園した場合でも保護者が困らないような仕組みとして創設したものでありまして、待機児童対策でのベビーシッターよりも非常に多くの自治体で活用させていただいております。さらなる活用が進むように、今後も自治体の活用を働きかけていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。御意見ありがとうございました。

○柏女会長 これで、いただいた御質問については御回答していただいたかと思うのですが、それを踏まえての御意見とか、さらに御意見とかはありますか。

諏訪さん、お願いいたします。

○諏訪委員 最初にLINEの相談の件数を御報告いただいたんですけども、ほかの方の声が入ってしまって全然聞こえなくて、もう一度お願いしてもよろしいでしょうか。

○柏女会長 お願いいたします。

○中嶋福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 子供・子育て計画担当の中嶋です。先ほどは失礼いたしました。

LINE相談は令和元年の8月から始まった事業なので単純に実績比較はできないのですが、元年度の実績が相談件数としては約4,900件、令和2年度が1万1000人ということで伸びてはきているところかと思っております。

相談受付時間についても、やはり子供を寝かせてからLINEをしたいというような保護者の方のニーズも踏まえて、令和元年度は平日は21時までだったのを23時まで拡大するなど、少しずつ実際の運用も見ながら実施しているところではあります。

または、月2回程度、友だち登録していただいた方にプッシュ通知をしているんですけども、コロナの状況でやはりおうちにいる時間が増えて家の中でのストレスが増えたりということがあると思うので、ここで少しお話をすっきりしませんかというような形で呼びかけたり、継続的に利用していただけるように工夫しながら運用しているところです。引き続き取り組みたいと思っております。

あとは、子供も相談できるというところは確かにそうで、子供の認知というところは大事な御指摘かと思っております。御意見として承りたいと思っております。ありがとうございました。

○柏女会長 ありがとうございます。

では、吉田さんから手が挙がっておりますので、お願いいたします。

○吉田委員 吉田です。よろしくお願いいたします。

今の質問を踏まえてというわけではないんですけれども、3点ほど指摘をさせていただければと思います。

まず、利用者支援事業についてです。目標値が令和6年度62市区町村ということなんですけれども、現在のところ47市区町村ということで、ただ、参考資料の1の1ページを拝見させていただくと21区25市1町1村で、この3年間変わっていないという状況が見受け取れます。また、令和2年度は元年度に比べて交付決定数もちょっと下がっているという状況の中で、子供・子育て支援の新たな制度をどう周知させるかという意味合いでは、この利用者支援事業というのが一つの肝になるというのはこれまでも発言させていただいてきたわけなんですけれども、やはり利用してもらうという部分の利用者支援と、あとは今のLINE相談等を含めて、相談をしっかりと充実させるという意味での支援という両面がこの制度にはあるのかなと思っています。

当然、これまで利用者支援事業をうまくやっている自治体もあるでしょうし、また、現時点で利用できていない自治体などもあると思います。そこら辺の展開をぜひしていただければと思っておりますし、それについてはおそらく都のほうがうまく差配しながら進めていくべきものだと思っておりますので、そこら辺は都に頑張っていただければと思っております。

あともう一つ、不登校につきましては5-2でいうと13ページになりますけれども、おそらくコロナ禍によって不登校の人数というのがさらに増えているのではないかと思っております。うちも今、高3、中3、中1といますけれども、中3の娘が去年のコロナ明けから行かなくなりまして、そうかと思っていたら中1の次男も夏休み明けから行かなくなってしまったというところで、もちろんコロナだけのせいではないですけれども、様々な子供を巡る課題というのが、子育てしているがゆえにすごく直面しているというのを実感しているところです。

当然、国を挙げてタブレットなどを配布したりとか、そういった事業を展開しているわけなんですけれども、オンラインを活用したりしていくことで、たとえ学校に行かなくてもつながっていく。社会との接点を持ち続けていくということがやはり子供にとって必要になってくると思いますし、それをある意味で押しつけない形でしっかり子供たちと寄り添っていくということが求められていると思いますので、ぜひ東京都を含めて施策をこれからもどんどん進めて取り組んでいただければと思っております。

あともう一つ、ひとり親支援ということで、これは5-2の資料でいうと20ページですけれども、平成20年度、19年度のデータがもう数年たっていますが、相談の窓口について1.8%しか「ある」と回答した人たちがいなかったというところ、やはり父子にはなかなかそういった情報が届きにくいというのが実感として、私自身もそう

いう立場だったのであります。

やはり母子と父子でやはり性質が異なるという側面があると思います。どうしても、私もそうですけれども、相談となると大分ハードルが高いなというところで、その手前でどう地域とつながっていくかとか、その寄り添い方が違ってくるのかなと思いますので、その地域性なども加味しながらコロナ禍を踏まえた支援をしていただければと思っています。

長くなってすみません。以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。

では、成川さんお願いいたします。

○成川委員 ありがとうございます。

子供食堂の件で回答いただき、ありがとうございます。宅食や配食についての支援を行っているという話なんですけれども、どうしても子供食堂というのは地域でボランティアの人たちが行っている活動で、これは人件費は補助に含まれないんですよ。ですから、宅食とか配食をするといってもなかなか手が足りないという部分があるのと、そもそもそれを用意する場所とか、そういうのもかなり難しいという部分があるので、もう少し実情に合わせてそういうところも融通を利かせてもらえると、もう少し幅を広くした補助の仕方をしてもらえるといいなと思いました。

あともう一つ、私のところでなくて申し訳ないんですけども、ベビーシッターのほうです。府中市は何年も前から導入しているんですけども、残念ながら年間で延べ4世帯とか5世帯とかという利用率で、どれぐらいの自治体が行っているかというのももちろん東京都としては大事だと思うのですが、その自治体ごとにどれぐらいの利用数があって、どれぐらい活用されているかというところまで見てもらったほうがいいのかなと思います。

ベビーシッターはなかなか今、使いにくい部分もあるので、さっきのママパパ応援事業で使えなかったというのは、本当につい先週の話なんですけれども、友人で第三子が生まれてすぐで、5歳、3歳、0歳と、生後1カ月未満のいるお母さんが、お父さんが急に病気になって入院してしまって、では利用しようと思ったら、そこに登録しているNPOとか事業者は全部混んでいて使えませんでしたという話で、そのときは周りのママ友でサポートしてフォローして何とかあったんですけども、そういうふうな現状もあって、やはりサポートをする事業者とか団体さんは今コロナ禍でちょっと回らない状況になっているところもあつたりするので、そういうもう一歩先のところまで見ていただけたらいいなと思いました。

以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。御意見として承らせていただきたいと思います。

たくさんの御意見を頂戴いたしましたが、この御意見なども踏まえて都のほうでさらに評価を精査した上で公表に持って行っていただきたいと思います。

なお、インターネット調査はほかのところでも、これは毎年行っていくということで、他の自治体ではあまり行われていないかと思しますので、これらを公表していくことで、さらに毎年やることですので工夫もできるかなと思います。時系列で把握することと、それからもう一つは新たなニーズに対してデータを収集するという2つのことを重ねながら、より充実させていければと思います。

また、いくつかお話がございましたが、コロナ禍の影響についておそらく各区市町村の自治体ではコロナ禍を踏まえてどのような工夫をしたかとか、そういうようなことも評価の対象にしている自治体があるんじゃないかと思しますので、それらも集積していただいて、もうちょっと先ですけれども、コロナ禍の影響の総括はいずれしっかりといただければと思っております。ありがとうございました。

それでは、ちょっと時間が押しておりますけれども、次の検討事項であります「東京都子ども基本条例」を踏まえた子供・子育て会議としての取組について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

- 中嶋福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 「東京都子ども基本条例」についてでございます。資料としては、6-1と6-2でまとめて説明させていただきます。

まず、資料6-1を御覧ください。

1番の「経緯」というところでございます。「東京都子ども基本条例」ですけれども、こちらは昨年度末の東京都議会定例会におきまして議員提案がなされまして、3月末に全会派一致で可決・成立し、本年4月1日から施行されているものです。東京都福祉保健局、私どもが条例所管となっております。

この条例ですが、子供の権利条約の精神にのっとりまして、子供を権利の主体として尊重し、擁護するための施策を推進すること、また、子供の目線に立った施策を総合的に推進するために必要な体制を整備することなど、東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定めたものとなっております。

ちょっと資料が前後しますけれども、条例の本文は資料6-1の2枚目、3枚目に記載しておりますので、ピックアップして説明させていただきます。

まず、2枚目を御覧ください。前文からですけれども、条例の理念的な規定については2枚目に記載している前文から第5章までに定めがあるというところです。

第三条というところで、（基本理念）を定めてございますが、子供は大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であって、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要があるとされております。社会全体で子供を育む環境を整備するように求めているものです。

第四条では、（こどもの権利）としてユニセフが広報上整理した4つの権利ですね。生きる、育つ、守られる、参加するとなっておりますけれども、例示してございます。

ただ、子供の権利はここに挙がっているものだけではなくて、子供の生活に関わると

いう意味では子供に関係しない政策分野はないという認識でございますので、東京都においては福祉保健局に限らず、それぞれの政策分野において子供への影響を考慮していく必要があると考えております。

続いて第五条ですけれども、こちらの規定はユニセフの「子どもにやさしいまち」の概念、すなわち子供の権利を満たすために積極的に取り組むまちという考え方を踏まえまして、子供の参加や権利擁護の推進も含めた施策を進めていくことについて規定しております。

これらの理念的な定めにつきまして、3枚目以降になりますが、第六条（こどもの安全安心の確保）、第七条（こどもの遊び場、居場所づくり）、第八条（こどもの学び、成長への支援）など、それぞれ各種の取組を行うことが規定されております。

また、この条例の特に関心な点として、これらを実現する際に子供の意見が反映されるための環境整備としまして、第十条（こどもの意見表明と施策への反映）の規定が設けられている点です。東京都は、子供が社会の一員として意見を表明することができ、かつその意見が施策に適切に反映するように環境の整備を図るものとされております。

また、第十三条、第十四条では、（こどもからの相談への対応）、（こどもの権利擁護）のための体制の充実に関する規定がございます。

なお、区市町村との関係については、先の第七条（こどもの遊び場・居場所づくり）で、都は区市町村と連携して環境の整備を図ることとされております。

また、第十四条の（こどもの権利擁護）においては、都は区市町村と関係機関と連携し、子供の権利利益を擁護するための体制を樹立するというふうにされております。

ここで再度、資料の1枚目に戻っていただければと思いますけれども、1の3つ目のポツのとおり、都では子供・子育てを総合的に推進する体制としまして本会議、子供・子育て会議と、都の内部組織として子供・子育て施策推進本部を設置しまして、両組織を両輪として進めていくこととしているところです。

本条例の制定施行を受けまして、都庁の組織的な対応としましては、東京都子供・子育て施策推進本部のもとに関係各局から成る「施策連携推進部会」を設置しております。資料の右下のちょっと太くなっている部分になりますが、現在ここの部会で子供の視点を施策に反映する仕組みなど、検討を始めたところでございます。

この部会はこども基本条例に関するもののほか、ヤングケアラーに関する事項を所掌事務としておりますので、6月にはケアラーに関して関係局課長級から成る連絡会も設置しているところでございます。

続きまして、2の「条例の施行を踏まえた取組の方向性」でございます。

この間、条例の成立を踏まえてどういった取組が必要であるか、検討を進めてまいりますが、大きく分けて3つの取組になるかなと考えてございます。（1）から（3）に記載しているとおりでございますけれども、都政へ子供が参加することを促進するための取組ですとか、区市町村と連携した様々な意見表明や参加の機会の確保、または子供

自身や都民に対する普及啓発といったような取組が必要と考えているところです。

特に（１）の都政の子供の参加というところについては、現状はいわゆる広報広聴的な個別事業での取組というのではないわけではないのですけれども、もう少し進めた取組が必要かなと考えているところです。

当局が条例所管となっておりますので、都の施策に関する子供の意見を受け止めていくに当たっては、特に率先して取り組む必要があるというふうに認識しております。事務局としましては本会議、子供・子育て会議も既に設置してございますので、この会議や庁内組織である「施策推進連携部会」を連携させるような形で進めていけるといいかなというふうに考えているところでございます。

具体的な取組内容はまだ検討中ですが、例えば来年度、子供・子育て支援総合計画中間見直しを行います。単にパブコメを行うだけではなくて、子供の意見を聞く取組等を実施したいというイメージは持っていて、予算編成の過程で検討を深めてまいりたいと考えているところです。

また、こども基本条例を踏まえた今後の取組に関連いたしまして御説明したい事項として、資料６－２はこどもシンポジウムのチラシになりますが、御覧いただければと思います。こちらはイベントなんですけれども、都内在住・在学の中学生・高校生年齢の方が主体となりまして、グループ研究活動を通じて東京の子育て支援について考えて意見を発表していただくイベントになっております。本事業は昨年度より実施しておりまして、今年度も７月に参加する中高生の募集を行いまして、３０名の子供たちが８月からグループ研究活動を開始しております。１１月の意見発表を目指して今、活動がまさに進行中というところでございます。

テーマは次のページになりますけれども、「インクルーシブ社会と子育て」「放課後改造計画」「ジェンダー平等と子育て」「外国にルーツを持つ子供とくらし」「未来の「まち」を考えよう」という５つのテーマに基づいて研究をしてもらっているところでございます。

昨年度の子供たちの研究発表の内容は、前回の２月の全体会議にて御報告をさせていただいたところです。

今年度、子供たちの発表は１１月下旬に実施する予定ですが、子供たちが発表した内容の取扱いについて、この条例の成立も踏まえて一歩進んだ取組をしていけないかと事務局では考えているところでございます。例えば、子供たちの発表内容を単に御報告するだけではなくて、委員の皆様コメントいただいて子供たちにフィードバックしていけないか。あるいは、子ども・子育て会議は庁内検討組織である部会とも連携していますので、部会を通じて子供たちの意見を各局に展開していくようなこともできればよいかと考えておりますが、これについても検討中でございます。

資料６－１及び６－２の御説明は以上です。よろしくお願いたします。

○柏女会長 ありがとうございます。

今、事務局から東京都こども基本条例を踏まえた取組について説明がありましたけれども、その内容についてコメントや御質問等のある方は挙手をお願いいたします。今後は、この子供・子育て会議が都の計画や施策に反映する子供の意見の反映というところに該当して、子供の意見を具体的にどのように反映させていくのか、その仕組みなども考えていかなければならないということになるかと思えます。何かございましたら、お願いしたいと思えます。

松原さん、手が挙がっていますでしょうか。

○松原委員 松原です。説明ありがとうございました。

6-1の第10条と11条で、これは条例化になっていますのでここで云々ということはないですけれども、（こどもの意見表明と施策への反映）ということで「都は、」というところでここには出ていますよね。本来的にほかのところでは、市区町村と協働するとか、連携を図るといふふうになっていますけれども、ここは都に定めたというところが何かあるのかなというのと、それから（こどもの参加の促進）というのは各自治体におきましてこども基本条例とか、狛江市でいきますと平成15年に市民参加基本条例ということで狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例というのも制定されていて、その中で実は子供についてもうたっているんですね。それで、子供の参加の権利というところもあります。そこの連携をどうするかというのは今後のお話になろうかと思えますけれども、そこはこの都条例と各種の条例との整合性を図っていかないといけないかなと思えます。

これからいろいろと議論をされて、この会議でも議論をしていくと思えますけれども、指針とか、そういう部分をつくるほうがこの条例をつくるよりもっと大事だと思えますので、その辺はいろいろ御意見をお互いに交わしながら、よりいいものをつくっていきたいと思えますのでよろしくをお願いいたします。

○柏女会長 ありがとうございます。後で今、都が考えていることについても御回答いただこうかと思えます。

そのほかにはいかがでしょうか。

吉田さん、手が挙がっていますか。お願いいたします。

○吉田委員 今回のこども基本条例につきましては、子供・子育て会議がその両輪の一つとして位置づけられたということは非常に重要な意味を持っていると思えます。

ただ、やはりどうしてもこうした会議は年におそらく開けても季節ごとというくらいの状況で、回数的に皆さんの意見をそれぞれ出して、それを事務局の方が集約してという形の流れができてしまっていると思うのですけれども、ある意味、結果がぽっと出てくる可能性も十分あるので、この子供・子育て会議が政策の決定過程の一つとしてもうちょっと重要性を高めていくようなことができないものかなと思っています。

これは私の経験ですけれども、私が国の子供・子育て会議の委員だったときは、やはりこれは最初に立ち上げるときなのでどうしてもそうなると思っただけですけれ

ども、ほぼ毎月、おそらく月2回レベルで会議もやったりして、全部自分たちの声が政策過程に反映されながら進んでいったというのを自分の体験を通して感じているところでもあるので、やはり自分たちの発言というのは非常に重いものだと思いますし、それに基づいて、ではどうフィードバックしたのかというところは、場合によっては全員を集める必要もないと思います。個別テーマで何人か集めて具体的にテーマ設定をして会議を開いていくとか、専門部会をもっと細かくしていくということがあってもいいかなと思います。

あとは、子供の意見表明という点についてもそこは同様で、おそらく子供の発言、子供が頑張って発言してくれたものに対して大人がどう応えていくかというところが、またそこもしっかりフィードバックしていけるような形、場合によってはこういう子供・子育て会議においてもしっかりそれを議論して、ではどういう形にしていくかというところを逆に補足的にしていけるようなことができれば、子供の意見表明というところが入った意味というのは非常に大きいと思いますので、そこら辺を会議としてもしっかりフォローしていく体制にしていただければと思います。

以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。

とても貴重な御提案をいただいたと思います。事務局のほうで受け止めていただいて、今後の議論に生かしていただければと思います。

矢島さんから手が挙がっていらっしゃいますので、よろしく願いいたします。

○矢島委員 矢島です。

今この場で発言するのがふさわしいかどうか分からないんですけども、こどもの基本条例に基づく取組といったときに今、非常に重要だと思うのが、やはり東京の大企業を中心に進んでいるテレワークというものが子供の生活に与えている影響です。これが非常に大きいと思うのですが、その視点がどこからも示されていない気がするんですね。

これまでは、仕事と子育ての両立をする上で、当事者がテレワークという選択肢をもてるよう、企業が取組を進めることは有用だったのですが、コロナ禍で徹底したテレワークというのが行われていると、子供の生活というものが影響を受けてしまう。つまり、家庭が職場になってしまうということが起きていて、その中で子供たちはかなり父親なり母親なりの仕事に気を遣いながら生活をするということも起きていると思います。

テレワークを推進しているのは東京に本社を置く大企業が多いので、こども基本条例に基づく取組の一つとして、東京都から企業の経営者の皆さんに対してテレワーク推進に当たって子供の生活への目線を持っていただくということを何かアピールできないかと考えます。

それは、例えば今まで以上に残業が生じないようにするとか、お昼休みをしっかりと取って家族でちゃんとお昼御飯をとれるようにするとか、そうした家庭という生活と、仕

事を融和させるような働き方を企業の経営者の皆様にお考えいただきたいといったメッセージが送れないかということをご検討いただけないかと思ひます。

以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。とても大きな問題提起です。

では、成川さんお願いいたします。

○成川委員 成川です。

吉田委員の意見に大賛成というのを言いたかっただけなんですけれども、せっかく子供たちの意見を聞くので、それをちゃんと大人たちが受け止めて議論して返してあげることの姿勢を見せるというのがすごく大事で、実際にそれを返すのも大事なんですけれども、その姿勢を見せることもすごく大事だと思うし、今回シンポジウム「ティーンズ・アクション」でコアメンバー30人といっていますけれども、中高生は都内にはたくさんいて、特に小・中学生に関しては、東京都は全児童にクロームブックを配ったりしてそういうシステムも充実していると思うので、そういうものを活用して積極的にこういうものに参加している子供たちではない子供たちの意見が表明できるような、その意見を大人たちが受け止めてどういう結果になったんだということを見せられるような取組をもっとしていくような方向にしていってもらえたらうれしいなと思ひます。

せっかくのクロームブックなので、さっきのテレワークの話じゃないですけども、全員でテレワークをして、親がテレワークして子供がオンライン授業だと家のWi-Fiを持っていかれて全員シャットダウンしてしまうので、そういうところのフォローとかも絶対必要になってくるし、そういう意味でせっかく配ったタブレットを活用していただけたらということと、子供・子育て会議を絡めているので私ももうちょっと子供たちの意見をたくさん聞いていきたいと思ひます。

以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。

では、青木さんお願いいたします。

○青木委員 6-1の1枚目に書いてありますように6月にヤングケアラーの連絡会を設置いただいたことはとてもよかったと思ひています。そして、このヤングケアラーについては本人、子供さん自身の認識がないままにそういう状態に置かれている方が相当いると思ひていて、それについて最近マスコミ等で取り上げていただいて、そういう認識の意識啓発的なことが行われていると思ひますので、こうした状況を踏まえて実態調査をしっかりしていただいて、それでどのような支援ができるか、私たちも検討していかなければいけないと思ひますけれども、ぜひこの連絡会の中で検討していただきたいというお願いです。よろしくお祈りします。

○柏女会長 ありがとうございます。

河邊さん、お願いいたします。

○河邊副会長 皆様の御意見、本当にごもつともだなと思ひながら伺っています。私から

は小さなことなんですけれども、都の会議はいつも「子供」と漢字で書いているのに、この条例は平仮名で「こども」としているのは背景に何かとてもすてきな哲学や理念がありますか。お尋ねします。

○柏女会長 それを踏まえて、また御意見という形になりますでしょうか。

○河邊副会長 はい。

○柏女会長 では、今ちょっと簡潔に事務局のほうでお答えください。

○中嶋福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 「子供」表記についてということですよ。

御質問ありがとうございます。東京都では条例成立以前からのルールとして、常用漢字を使えるものは使うという文書上の規定がございまして、全て漢字で「子供」と表記してきたところがございますけれども、今回の議員さんの御提案によって、この条例は平仮名の「こども」表記が適だというのが実際のところでございます。

○河邊副会長 どなたかの提案で平仮名の「こども」となったのは、何か理由があると思うんですね。とてもすてきな理由が背景にあると思うので、そこのところが多分この条例のすごく肝になっている。そこをぜひ押さえていただけたらなと思いました。

○柏女会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。御意見がないようでしたら、また事務局からいくつかいただいた御質問、あるいは御意見に対するコメントを頂戴したいと思います。

師岡さん、お願いいたします。

○師岡委員 後ほど全体的なこと御質問をいただく時間はございますでしょうか。

○柏女会長 全体的なことというのは、これについてでしょうか。

○師岡委員 条例が終わった後ですね。

○柏女会長 条例が終わった後、報告事項に入って、その後ですか。

○師岡委員 その前でも後でも、質問してよろしい時間がいただけるかどうか。

○柏女会長 分かりました。では、全体の最後に御質問を頂戴することにしたいと思います。

○師岡委員 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○柏女会長 では、事務局から回答をお願いいたします。

○中嶋福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 皆様、貴重な御意見ありがとうございました。順番にお答えしていければと思います。

今日御説明する際、まず子供・子育て会議に子供の参加意見表明のところでは何らかの役割に関わっていただきたいということについて委員の皆様から御了承いただけるのかなというふうに思いながら説明しておりましたので、とても肯定的な意見を多くいただきましてうれしく感じているところです。

その上でそれぞれの御質問にお答えしますが、まず松原委員から御質問がございました10条と11条のところ、主語が東京都のみとなっていて区市町村はという

ような御質問があったかと思えます。

ここの部分は、実際私どもが条例を起草したわけではないのでという前置きはあるんですけれども、条例は都と区市町村の対等な法規というところもございまして、立法上のルールと申しますか、おそらく条例という形ではあくまでも都の責務を記載するという形で整理されたものというふうに理解しております。

その上で、子供の参加を促進していくに当たっては、もちろん都だけが取り組めばいいということではなくて、様々な子供の意見表明や参加の機会を確保するためには区市町村においての取組ですとか、いろいろな機会があったほうが良いと思っておりますので、そういった環境整備の支援というのも今後、都が取り組んでいく課題になるのかなと考えているところです。

次に、吉田委員からの御質問というか、御意見がございました。子供の意見表明に対して、私たちがどう向き合っていけるかというところもしっかりフォローする体制にしていければということについては、まさにそういった問題意識を持っております。

条例を踏まえた上で、どういった点に留意して都として取組を進めていくべきかについては、様々な有識者の方も含めて、この間いろいろヒアリング等、意見を聞いてきたんですけれども、やはり子供の意見をもらった後、きちんと応答するということが大切だというのは多くの方から御指摘をいただいているところで、行政はともすれば言われたとおりにできなかつたりするとちょっと答えづらいなと思ってしまうところもあつたりするのですが、そうではなくて、できないならばできないなりにどうしてできないのかということを子供が理解できるような言葉できちんと返してあげることが、子供の意見表明や参加を進めていく上では大切なんじゃないかという御指摘をいただいているところで、同様の認識を持ってございます。

成川委員からも、同様の趣旨のお話があったかと思えます。

あとは、参加しない子供というようなお話もあったかと思えますけれども、子供に対してどういった事柄に関してどのような形で意見を聞くのかというのはよく考えていかなければならないことかと思っております。学校を通じてということもございまして、あるいは地域に出向いてとか、インターネットを通じてフリーに聞いていくとか、聞くべき内容によって様々な聞き方が必要だという認識です。

簡単ですが、以上でございます。

○柏女会長 皆様、よろしいでしょうか。それを踏まえて、何か追加でということがあればいたしますけれども。

松原さん、お願いいたします。

○松原委員 ありがとうございます。

実は、先ほどの条例の中の子供の参加と意見表明ということなんですけれども、ちょっと御参考ということでお知らせをします。

狛江市は、実は子ども議会というのを行っています。今回は小学校5年から中学2年

生まで15名募集いたしましたして、まずまちづくりについてワークショップを行って、いろいろな意識とか課題を考えていただいて、それを実は議会形式で行うんです。その子たちが議員となって、それを答えるのは私たち市長とか各部長が答えまして、今お話があったとおり、単なるできませんよということではなくて、なぜできないのかとか、あるいはやっていくのでしたら、こういうことでこういうふうにやっていきますよと丁寧に子供たちにフィードバックするというごさいます。

こういったことを市町村でいろいろ行っていますので、また会議の中で御参考になるものがあれば御紹介したいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。

河邊さん、お願いいたします。

○河邊副会長 今、意見表明の話、ありがとうございます。

基本は、前提としては言葉による表明、言語が前提になっていると思うんですけれども、言葉にならない子供とか、言葉に出せない子供とか、あるいは私は幼児教育が専門なので、十分に自分の気持ちが言語化できない子供の意見や思いを吸い上げるようなこともちょっと視野に入れていただけたらなと思います。

多分、そういう意味で「こども」と平仮名になっているんじゃないかと私は思うので、ただ単に都がいつも常用漢字を使って、議員さんが言ったから平仮名ではなくて、そこから辺をしっかりと押さえていただければと思いました。

以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。とても大切な御指摘だろうと思います。

それでは、この件については、ほぼというか、子供・子育て会議として積極的にこの条例の中で言われている子供たちの参加意見表明などについては積極的にその場をつくり、そしてそれを施策に反映していくということで、ほぼ合意いただいたということで今後進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、報告事項に移りたいと思います。これから都内の保育サービスの状況について報告を受けて、質疑応答の時間を設けたいと思います。

時間もかなり迫っていますので、あまりたくさんの時間を設けられないかなとは思いますが、10分程度は大丈夫かと思しますのでよろしくお願いいたします。

では、事務局お願いいたします。

○多田福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 保育支援課長の多田です。

私のほうから、令和3年4月1日時点の都内の保育サービスの状況について報告させていただきます。資料7になります。御覧ください。

1枚目のところですが、**「都内の保育サービスの状況について」**です。保育サービスの利用児童数が3,145人増加しまして32万3703人となっております。待機児童数につきましては、全体で1,374人減少し、969人となっております。現

在の全体的な状況ですけれども、就学前児童人口が減少する中ですが、申込み率が増加し、利用児童数が3, 145人増加している状況です。そうした状況の中、保育サービスの整備を着実に推進した結果、待機児童は1, 374人減少し、969人となったというところでございます。

詳しい中身の状況を説明させていただきます。次のページとなります。表1「保育サービス利用児童数の状況」ですけれども、本年4月現在という状況が表の一番下のところにあります。令和3年4月現在です。利用児童数の事業別施設の内訳ですけれども、認可保育所が28万7937人です。全体の合計が右側の少し色がついているところでございますけれども、32万3703人となりますので、9割弱が認可保育所の利用児童数となっております。

合計のさらに右側ですけれども、就学前児童人口を記載しております61万9296人です。前年比、1万2808人減少しているという状況です。この就学前児童人口と利用児童数から計算しますと、利用率が52.3%となっております。昨年、利用率が50%超過したところですが、今年はさらに利用率が伸びているという状況であります。

続きまして、その下の表2の「保育所等の設置状況」になります。認可保育所と認証保育所の施設、定員の増減状況を記載した表になりますけれども、令和3年が一番下のところです。左側の認可保育所は施設数3, 477ということで、対前年152施設増加しております。近年、200施設以上増加していたところですが、少しペースダウンしたところではありますが、それでも150件以上の施設整備をしたというような状況です。

一方、右側の認証保育所です。令和3年時点で500か所となっております、前年対比で37か所減少しておりますけれども、認証保育所につきましては近年、認可保育所への移行が進んでいるということがありまして、その結果として減少傾向にあるというような状況になっております。

続きまして次のページになりますけれども、表3の「保育所等利用待機児童等の状況」ということで、(1)の待機児童数の推移ですが、令和3年、一番下のところです。待機児童数の合計は969人ということで、前年対比で1, 374人減少しております。待機児童の年齢別の内訳を見ていただきますと、1歳児が681人ということで約7割を占めております。

続きまして、次のページで表4を御覧いただきたいのですが、区市町村別の状況となります。この表ですけれども、区市町村が左側にありまして、表頭が令和3年4月と、その右側が令和2年4月、その増減の表になっているわけですが、左側の枠の令和3年4月のところで待機児童数を見ていただきますと、51人以上の待機児童数がある自治体というものが今年4月では4自治体のみとなっております。中央区と三鷹市、町田市、小平市と4区市となっております。

一方、昨年は51人以上の自治体というものが17区市ありました。かつ、201人以上の待機児童数がある自治体も2区あったということで、そうした状況から比べますと待機児童というものが大きく減っているとともに、多くの待機児童数がある自治体というのはそういう状況は解消しているということでございます。

また、待機児童数がゼロの自治体が昨年度18自治体だったところが、さらに新たに8自治体がゼロになりまして、待機児童ゼロの自治体が26自治体というような状況になっております。

説明自体は、以上となります。

○柏女会長 ありがとうございます。

今、都内の保育サービスの状況について報告がありましたけれども、何か御意見、御質問等がございましたらお願いしたいと思います。

今野さんでしょうか。

○今野委員 ありがとうございます。

今、御報告いただいたとおり、待機児童はとても減っている状況になっているというのはあるのですけれども、もちろん新規の受け皿は150以上保育所が増えたりということでその影響もあるでしょうし、あとはもちろん育児休業の取得率が上がってきたというのも大きな理由なのかもしれません。

東京都をはじめ、各区市町村のいろいろな施策の効果が出ているのかなとは思っているのですが、もちろんこの数字自体とても喜ばしいことなのですから、実は今年度に関しては待機児童が減少しているところの裏でとてもショッキングというか、我々事業者にとってはとても大きな問題が出ていまして、今回、実は当協会、東京都民間保育園協会のほうで都内の区市町村に対して調査をしました。何の調査をしたかというと、待機児童ではなくて空き状況の調査を行いました。

保育園の空き状況ですが、一部回答をいただけなかった区市町村がございしますが、私どもの調査を行った時点で、都内全域で2万5000人以上の空きがあるというデータが出てきています。

では、何歳ぐらいに空きがあるのかというと、我々の調査によると0歳児で1,700以上、1歳児でも1,400以上、2歳児でも2,600以上ということで、いわゆる待機児童の中心と言われていた未満児の空きに大きな空きがあるというのが明確に数字として出てきました。

これはもちろん多摩地域等の話ではなく、区部も含んだデータです。どちらかというと、区部のほうが大きく空きが出ているという状況があります。これは、区部を中心に新規園が増えたという影響があるのかなとは思っているのですが、とにかく東京全体の中で大きな空きが出ているというのが今年の春の話ではなく、直近の9月入所の受付募集の人員数を足し上げたものになります。ですので、春ではなくて今現在こうなっているということなのです。

もちろんマッチングの問題だとか、いろいろな部分で詳細な地域ごとでの検証が必要になる数字だというふうには認識しておりますが、今までどうしても子育て支援という待機児童、待機児童と、特に東京都は待機児童の数が多かったので、待機児童がとても大きなテーマとなっていました。そして、それに向けた施策が行われてきたというところがあると思うのですけれども、もちろんコロナの影響もあると思います。

ただ、とにかく今年に関してはこれだけ大きな変化が出ているということがありますので、ぜひこの子供・子育て会議としても今後の計画の見直し等のタイミングでこの辺りの数字をしっかりと調査しながら施策に生かしていけたらと思っているところです。

あともう一点、待機児童に関してのことで、こちらは質問という形になるのですが、最近出た厚生労働省の資料によりますと、指定都市市長会からの提案を受けて、待機児童の調査が今までは4月と10月の年2回行われていたのですが、それを4月だけの調査にしよう。10月はやめようというような申出があつて、それを了承したというような情報をいただいております。

これは、実は私ども現場からの感覚でいくと、やはり4月と10月では全く違って、どんどん待機児童は増える傾向にあるんですね。ですから、待機児童の調査に関しては細かくやっていきたい。そのほうが、より細やかな政策に結びつけられると思うので、ぜひ東京都に関しましては10月の調査も引き続きやっていただきたいと思っていますので、その辺り御回答いただければと思います。

以上です。ありがとうございました。

○柏女会長 ありがとうございます。

では、もう一人、高橋さんお願いいたします。

○高橋委員 こんにちは。高橋と申します。

今、待機児童が随分少なくなってきて空きがある状況であるという報告を受けましたが、今後そのようなことを受けて、だんだん施設を減らしていくというようなことが起きていくのではと考えられるのですが、これからはやはり数だけの問題ではなくて保育・教育の質というところにしっかり視点を当てて、質のいい保育・教育をしている園を残すなど、保育の質、教育の質に視点を当てながら御検討いただくことも十分大事にさせていただけたらと思います。

以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。そのとおりですね。

小山さん、入れますか。どうですか。ちょっと無理かな。

では、もしも御意見があれば後から事務局のほうにメール等でお寄せいただければと思います。ありがとうございます。

それでは、矢島さんお願いします。

○矢島委員 時間がないところすみません。

私も、最近待機児が減ってきている中で、子育て支援の今後のあり方みたいな取材を

受けることが多いんですけども、コロナが明ければまた待機児が増えるような気もしておりますが、いずれにしても長期的に見て数的なものは充足していくということ、通常保育が充足していくという言い方かもしれませんけれども、そのような中で保育ニーズを表すものとして、この待機児に象徴されるものでないものを何かつくらなければいけないと考えます。特に東京都としては待機児問題が解消された後に都内の子育て家庭に対して、どんなサービスをどんな水準で提供するのかというイメージをしっかりと打ち出して、それに基づいて国に対しても今後の予算的なものを要求していくことが必要になってくるかと思っておりますので、こちらは早め、早めに東京都では検討をしておくことが必要なのではないかと考えています。

以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。

では、事務局のほうから、御質問が1つ、2つあったと思いますので、御回答をお願いします。

○多田福祉保健局少子社会対策部保育支援課長 保育支援課長の多田です。

今野委員から質問がありました待機児童の調査の件ですけれども、市長会から年に2回やっていた調査を1回にしようというような提案をされたということは私も認識しております。それにつきましては、東京都としてどのように対応していくかというところにつきましては、厚労省等の考え方も踏まえながら検討していきたいと思っております。

その他、今野委員、矢島委員、高橋委員等からありました件ですけれども、現在、待機児童が解消しつつある。または、そうした中、保育施設に空きがある。そうした状況で、今後の保育施策についてはもう少し考えていくべきじゃないかという御意見ですけれども、まず現状というか、本年4月の待機児童数の評価ですけれども、今、矢島委員からもありましたが、今回大きく減ったのがコロナの影響というものがいくらかあるんじゃないかということはありません。

これは、区市町村からも今回待機児童が大きく減少した要因として、保護者の保育施設の利用控え等があったのではないかというような御意見も聞いております。ですので、来年度、保育所の入所申込みが大きく増えるということもありますので、その辺りの動向も踏まえながら考えていかなければいけないと思っているところです。

一方、長期的には児童人口が減っていくというようなことも見込まれるわけですから、今後の保育施策につきましては、国のほうにおきましても利用児童数が減少する中での保育施設のあり方、保育政策のあり方というのを検討されているところです。そうした動向も見ながら、東京都における子育て施策については様々な課題がありますので、そうしたところと保育施策も連携しながら考えるべきところは考えていかなければいけないかなというところが現状でお答えできる範囲となります。

以上となります。

○柏女会長 ありがとうございます。遠くない時期に潮目が変わるということはある得

ると思いますので、その備えを会議としてやっておくのはとても大事なことだと思います。

また、量的なアウトプット、割と量的なところの整備をしておりましたので、今後はアウトカム、質のほうの評価を考えていかなければ、新たな評価指標をつくっていかなければならないということはとても大事な御指摘だと思います。

私の地元の子供・子育て会議でも、質の評価についての部会を設けて検討を始めようみたいな議論も行われておりましたけれども、ここでもそれが必要になるのかもしれませんが。ありがとうございました。

それでは、報告事項についてはこれで終了とさせていただきたいと思います。

師岡さん、お待たせいたしました。最後に委員からの御意見、御質問ということでお願いをしたいと思います。

○師岡委員 申し訳ありません。お時間いただきます。本日の主題と若干ずれることもありますが、御容赦ください。

この会議の取組をこれからもっともっと推進していくには、やはり今ある事業所の制度設計をもう一回見直していただく必要があるのではないかなというふうに行政をあくまで立場として若干感じております。

先ほど保育所の休園代替策というふうな話も出ましたけれども、普段、予防医学的なことで看護師さんや保育士さんを配置する事業所というのは、やはり一定の基準がないと配置できないということがあるようでございます。この辺りで、感染者が出たら休園に追い込まれてしまうことも見受けられる状況であると思います。

それから、保育所は先ほど今野先生もおっしゃったように入所時期がばらばらで、4月よりも10月から3月までの入園の子供たちのほうが多いということがある事業所も結構あります。

それからもう一つ、先ほどの取組の中で職員のキャリアアップで質を上げようというふうな話も今、出ておりますけれども、やはり中堅の職員が定期的に出張しますと、その穴埋めをしなければならぬという問題も現場では起こっておりますので、これは町、村で手当てをするというところがなかなか難しいものですから、この辺りのところも当局で考えていただけたら大変ありがたいかなと感じております。

それから、このコロナ禍の中で、産まない。産んでも預けないというふうな傾向がもし出るとしたら、先ほどのいろいろな待機児童の問題から逆の部分が出るようなことも考えられますので、その辺りを含めて、あくまでも感じたことで恐縮ですが、話をさせていただきました。

ありがとうございます。

○柏女会長 ありがとうございました。全体にわたる将来への懸念等についても御意見を頂戴いたしました。

ほかに、委員の方から最後に何かございますでしょうか。

諏訪さん、お願いいたします。

○諏訪委員 最後になってしまうんですけれども、今回資料をいただいたのがおそらく2日前だったかと思うのですが、読み込むのがとても大変で、もし可能でしたらもう少し早く資料をいただけないかなという要望だけ伝えさせていただければということで、すみません。大変だと思うんですけれども、ぜひ御検討ください。よろしく申し上げます。

以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。私のほうからも、いろいろ支障はあるかもしれませんが、なるべく早めにとということをお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、今日の議事はこれで閉じさせていただきまして、最後に事務局から今後のことなどについての連絡をお願いいたします。

○中嶋福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長 委員の皆様、本日はたくさんの貴重な御意見をいただきまして誠にありがとうございます。

資料配付については本当に御指摘のとおりでして、改善に努めたいと思います。申し訳ありませんでした。

次回の予定ですけれども、来年1月から2月頃に第21回全体会議として開催させていただく予定でございます。会議の具体的なスケジュールにつきましては、後日、事務局から委員の皆様へ日程調整の御連絡をさせていただきたいと思います。

事務局からは以上です。

○柏女会長 ありがとうございます。

これだけのテーマだったので2時間で終わられるかどうか、ちょっと差配に自信がなかったんですけれども、皆様の御協力でちょうど2時間で終わることができました。

来年、年を越してからの子供・子育て会議ということになりますが、今日も部会の話とかワーキンググループのような話も出ておりましたので、何か提案とかがありましたら事務局のほうにその間でもお寄せいただければと思います。

それでは、今日の会議はこれで終了とさせていただきます。

皆様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後3時59分

閉 会